

# ナイジェリア・スタートアップ法 2022

(2023年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ラゴス事務所

ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所が現地法律事務所、Dentons ACAS-Law に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Dentons ACAS-Law は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Dentons ACAS-Law が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課  
E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ラゴス事務所  
E-mail：[NLA@jetro.go.jp](mailto:NLA@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

本報告書について.....	1
1. はじめに／概要.....	1
2. 本法の目的.....	1
3. 法の主な内容.....	1
4. スタートアップ法の規制の枠組み：関係する省、当局、組織およびそれぞれの役割 .....	4
5. 本法によりスタートアップが利用可能な財政上の優遇措置 .....	7

## ナイジェリア・スタートアップ法 2022

### 本報告書について

2022年10月19日にムハンマド・ブハリ大統領が署名し、法律として成立したスタートアップ法（Startup Act）（以下、「本法」）の主な規定に関する概要を提供する。

### 1. はじめに／概要

ナイジェリアがアフリカで調達されるスタートアップ資金の主な行き先になりつつある中、本法は、ナイジェリアのテクノロジーおよびイノベーション・エコシステムにかかわる重要な法律である。2021年のアフリカにおけるスタートアップ資金調達額40億ドルのうち、ナイジェリアへの資金調達額は13億7,000万ドルと最も多くを占めている<sup>1</sup>。従って、本法の成立は、ナイジェリアにおけるスタートアップの運営について明確化する法律上および規制上の枠組みを設けるために必要である。

### 2. 本法の目的

本法は、ナイジェリアにおけるフィンテック・スタートアップの発展のための法的・制度的枠組みを定めることを目的としている。本法のその他の目的には以下のようなものがある<sup>2</sup>。

- a. ナイジェリアにおいてスタートアップの設立、発展、運営を可能にする環境を提供する。
- b. テクノロジー関連の人材の育成および成長を促進する。
- c. ナイジェリアのスタートアップ・エコシステムを、最先端のスキルと輸出できる能力を備えた優れたイノベーターを有するアフリカの主要なデジタル・テクノロジー・ハブとして位置付ける。

### 3. 法の主な内容

本法の主な内容は以下のとおりである。

#### a. 適用範囲

本法は、2020年会社および関連事項に関する法律（Companies and Allied Matters Act, 2020）に基づいて設立され、本法の規定に従ってスタートアップ・ラベルの交付を受けた企業、およびナイジェリアにおけるラベル取得スタートアップの創設、支援、インキュベーションに影響する活動を行う団体および組織に適用される<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> <https://businessday.ng/technology/article/local-investors-outperform-foreign-peers-in-africas-startup-funding/>

<sup>2</sup> ナイジェリア・スタートアップ法 2022 Section 1 (1)

<sup>3</sup> Section 2 (1)

## b. イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会（National Council of Innovation and Entrepreneurship）

本法によりイノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会（以下、「評議会」）が設置された<sup>4</sup>。評議会の機能には以下が含まれる。

- 1) 全般的な政策ガイドラインの策定および提示。
- 2) スタートアップに影響する法律および規制の統合化に向けた全体的な方向性を示す。
- 3) ナイジェリアにおけるスタートアップの発展を促進するため規制の枠組みを監視、評価する。

## c. 事務局の指定

本法は、その運用を目的とする管理部門（以下、「事務局」）として国家情報技術開発庁（以下、「NITDA」）を指定している。NITDA は、ほかの責務もあるが、要件を満たしたスタートアップに対して証明書を発行し（「スタートアップ・ラベリング」）スタートアップ、インキュベーター、アクセラレーターの名簿を維持するほか、関係省庁およびその他の利害関係者と連携することが期待される<sup>5</sup>。

## d. クラウドファンディング

スタートアップは、ナイジェリア証券取引委員会（SEC）から正式な認可を受けたクラウドファンディング仲介業者および商品投資プラットフォームを通じて資金を集めることが可能になっており、それらは各自のプラットフォームを、スタートアップポータル上でスタートアップが使用できるようにする<sup>6</sup>。評議会は、SEC に対して勧告および提言を行い、SEC がラベル取得スタートアップ向けのクラウドファンディングのプロセスを急速に発展させるルールの検討を確実に行うよう協力することを要求されている。

## e. スタートアップポータル

本法により、スタートアップへの支援および関与のためのポータルが創設される。スタートアップポータルは、スタートアップと規制当局の間の橋渡しをし<sup>7</sup>、スタートアップが関係 MDA（省庁）への登録手続きを行うプラットフォームの役割を果たすことが期待されている。事務局は、法人法規委員会（以下、「CAC」）と連携し、CAC とやりとりするラベル取得スタートアップの手続きを容易にするため、スタートアップポータル上に独立したセクションを設けるよう命じられている。

## f. 知的財産権の保護

本法に基づき、事務局は、ナイジェリア著作権委員会（Nigerian Copyright Commission）および商標・特許・意匠登録局（Trademarks, Patent and Design

---

<sup>4</sup> Section 3 (1)

<sup>5</sup> Section 9 (1) (2)

<sup>6</sup> Section 32 (1)、本法Section 10に基づいて作られたスタートアップ支援・関与ポータルを意味する。

<sup>7</sup> Section 10 (1)

Registries) と連携し、ラベル取得スタートアップの知的財産の登録および保護が円滑かつ迅速に行われるよう確保することが要求されている<sup>8</sup>。

#### g. スタートアップ投資シードファンド

本法に基づき、スタートアップ投資シードファンド（以下、「ファンド」）が創設された。ファンドは、ナイジェリアソブリン投資局（NSIA）がファンドマネージャーとして管理する。ファンドは評議会が承認した資金源から年間 100 億ナイラを受け取り、ラベル取得スタートアップへの資金提供にあてるほか、テクノロジー研究室、アクセラレーター、インキュベーター、ハブに税軽減措置を提供する<sup>9</sup>。

#### h. 税制上・財政上の優遇措置に関する規定

これにはラベル取得スタートアップが含まれており、その従業員および投資家は税制上・財政上の優遇措置の恩恵を受ける見込みである。これらの優遇措置には大まかに以下のようなものがある。

- 1) スタートアップ・ラベルの発行から一定期間の所得税の支払い免除。
- 2) 国内の研究開発費の全額控除、ラベル取得スタートアップにサービスを提供する。非居住者企業の所得に対する 5 パーセントの源泉徴収税（最終課税）の支払い。
- 3) 一定の条件下で産業教育基金の拠出免除。

ラベル取得スタートアップだけが本法に定める優遇措置を受けられることは、注目すべき重要な点である<sup>10</sup>。

---

<sup>8</sup> Section 31 (4)

<sup>9</sup> Section 19

<sup>10</sup> Section 13 (6)

#### 4. スタートアップ法の規制の枠組み：関係する省、当局、組織およびそれぞれの役割

本法は、ナイジェリアのスタートアップを支援するため、主要な規制機関の強固な法的枠組みを構築することを目指している。本法に基づいて設けられた主要な規制機関は下記のとおりである。

番号	機関	役割／責任
1.	デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会 (The National Council for Digital innovation and Entrepreneurship)	<p>本法によって設立された重要な機関の一つがデジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会（以下、「評議会」）である。評議会は、永久継承権と公印を有する法人として設立された<sup>11</sup>。</p> <p>評議会は、会長を務めるナイジェリア連邦共和国大統領、副大統領、各大臣および評議会に代表者が参加するその他の情報技術専門家によって構成される<sup>12</sup>。</p> <p>評議会は、ナイジェリアにおけるスタートアップの発展を促進するため規制の枠組みの監視および評価を確実にを行い、評議会事務局（すなわち国家情報技術開発庁）の施策およびプログラムの実施を確保する目的で設立された。また評議会は、科学、技術、イノベーション分野の個人、研究機関および大学院過程がある大学に対する助成金を通じて、デジタル技術開発を支援することを任ぜられている。</p> <p>本法はさらに、スタートアップの運営、設立、投資に影響する可能性のある省庁（以下、「MDA」）の政策および命令を見直す権限を評議会に与えている<sup>13</sup>。評議会は、ナイジェリア取引所（Nigerian Exchange Limited）の該当するボードまたはナイジェリアで運営されている同様の証券・商品取引所への上場を目指すラベル取得スタートアップが上場の資格要件を満たすよう手助けし促す責任を担っており、評議会は、そうしたスタートアップに対し、その成長および発展を支援する優遇措置を提供することができる<sup>14</sup>。</p>
2.	国家情報技術開発庁 (National Information Technology Development Agency)	<p>本法に基づき、評議会の事務局（以下、「事務局」）となる国家情報技術開発庁は、幅広い管理責任を割り当てられている。国家情報技術開発庁長官が事務局長を務める。</p> <p>事務局は、本法に定めるスタートアップ・ラベリングの手続きを管理する責任を担う。また事務局は、スタートアップの設立および発展、インキュベーション、アクセラレーション、ベンチャー構築プログラムに関連する事項に関する情報へのアクセスを提供する公的オンライン・プラットフォームおよびその他のプラットフォームを設置する責任を負い、スタートアップに対する財政支援および非財政支援へのアクセスを提供する。</p>

<sup>11</sup> 本法 Section 3

<sup>12</sup> 本法 Section 4

<sup>13</sup> 本法 Section 7

<sup>14</sup> 本法 Section 36 (1) (2)

		<p>事務局は、関係 MDA およびほかの利害関係者と連携して、デジタル技術のイノベーションおよびナイジェリアのスタートアップのための企業開発を推進する責任を担う。事務局は、ナイジェリアのスタートアップ、インキュベーター、アクセラレーターの名簿を維持し、ほかには特にスタートアップが行うデジタル技術のイノベーションに関連する研究開発活動を支援することが命じられている。</p> <p>事務局は、その責務を効果的に果たす上で、既存の規制機関と協力することが要求されており、そうした機関には、国立大学委員会（National Universities Commission）、法人法規委員会（Corporate Affairs Commission）、ナイジェリア著作権委員会、商標・特許・意匠登録局、国立技術取得促進局（National Office for Technology Acquisition and Promotion）、ナイジェリア中央銀行（Central bank of Nigeria）、SECが含まれる。</p>
3.	国立大学委員会	<p>本法は事務局に対し、国立大学委員会、全国技術教育委員会（National Board for Technical Education）およびその他の高等教育機関の規制機関と連携して研究のための十分な施設を提供し、大学、科学技術専門学校、研究機関間の学際的な協力を推進することを要求している<sup>15</sup>。</p>
4.	法人法規委員会	<p>事務局は法人法規委員会（以下、「CAC」）と連携して、CACとやり取りするラベル取得スタートアップの手続きを容易にするため、スタートアップポータル上の独立したセクションを指定するよう命じられている。さらに事務局は、スタートアップがCACで行う手続きおよびやり取りが円滑かつ迅速に、本法の規定に従って行われるよう確保することとされている<sup>16</sup>。</p>
5.	ナイジェリア著作権委員会、商標・特許・意匠登録局	<p>事務局は、スタートアップポータルが、ラベル取得スタートアップの知的財産権の登録を容易にし、ラベル取得スタートアップによる商標および特許の出願、登録、付与、取り消し、および知的財産権の侵害に対する訴訟提起が円滑かつ迅速にできるよう手助けするものとなることを確保する上で、ナイジェリア著作権委員会および商標・特許・意匠登録局と連携するよう要求されている<sup>17</sup>。</p>
6.	ナイジェリア中央銀行、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）	<p>事務局は、ナイジェリア中央銀行（以下、「CBN」）およびナイジェリア証券取引委員会と連携してフィンテックのスタートアップの認可手続きを緩和し、ポータルおよびその他のフォーラムを通じて主宰される対話式セッションを促進するよう要求されている。</p> <p>また事務局は、CBN と協力して、海外投資家による投資につい</p>

<sup>15</sup> 本法 Section 9 (2)

<sup>16</sup> 本法 Section 30 (1)

<sup>17</sup> 本法 Section 31 (3)

		<p>て、CBN 公認ディーラーを通じた公定為替レートによる自由交換可能通貨での本国還流を保証することを義務付けられている。ただしこれは、海外投資家が、当初の投資資金が法律で定められた適正な経路で投入された証拠として、資本導入証 (Certificate of Capital Importation) を取得していることが条件となる<sup>18</sup>。</p> <p>さらに本法は、ラベル取得スタートアップが、参加資格のある CBN の規制当局によるサンドボックスまたは証券取引委員会の規制当局によるインキュベーションプログラム、またはその他の規制機関が定めたその他のサンドボックス・プログラムに参加する場合は、スタートアップポータルで利用できるファストトラック手続きによって申請することができる<sup>19</sup>と定めている。</p>
7.	ナイジェリア輸出加工区庁 (Nigeria Export Processing Zones Authority)	<p>事務局は、ナイジェリア輸出加工区庁と協力して、スタートアップ、アクセラレーター、インキュベーターの成長および発展に拍車をかける技術開発区を設置することになっている<sup>20</sup>。これにより、技術開発区で承認された活動を行うスタートアップ、アクセラレーター、インキュベーターは、ナイジェリア輸出加工区法 (Nigeria Export Processing Zones Act) に基づいて提供される既存の優遇措置を受けることができる。</p>
8.	スタートアップ協議フォーラム (The Startup Consultative Forum)	<p>本法は、ナイジェリアのスタートアップ・エコシステムにおける情報共有および協力のためのプラットフォームを提供するスタートアップ協議フォーラム (以下、「フォーラム」) の設立に関する規定を設けている<sup>21</sup>。フォーラムは、ラベル取得スタートアップとなるための要件、適用される優遇措置や地域の能力、評議会に送る代表者の指名などに関する情報を提供する。フォーラムは、業界の関係者およびラベル取得スタートアップからスタートアップポータルに登録された代表者、ベンチャー・キャピタリスト、エンジェル投資家、インキュベーター、アクセラレーター、イノベーションハブ、およびテクノロジーとイノベーションの進展にかかわる二つの市民社会団体によって構成される。これは、テック・エコシステムのメンバーをスタートアップ・エコシステムにかかわる決定が行われる会議の席に着かせるという注目すべき規定である。</p>

<sup>18</sup> 本法 Section 37

<sup>19</sup> 本法 Section 35

<sup>20</sup> 本法 Section 42 (1)

<sup>21</sup> 本法 Section 12

## 5. 本法によりスタートアップが利用可能な財政上の優遇措置

### 5.1 財政上の優遇措置の管理とスタートアップ・ラベリング

スタートアップがスタートアップ法に基づいて提供される優遇措置を受けるには、「ラベル取得スタートアップ」でなければならない。スタートアップ・ラベリングの主な目的は、ナイジェリアにおけるスタートアップの規制緩和を確実に行うことである。

スタートアップ法、スタートアップ・ラベリングは、スタートアップをほかの種類 of 企業と区別して分類する方法である。スタートアップ・ラベリングは、スタートアップ・ラベル<sup>22</sup> 以下の条件が満たされた場合に国家情報技術開発庁（NITDA）<sup>23</sup>が発行する証明書<sup>24</sup> の発行によって行われる。

- a. 有限責任会社、個人事業主、パートナーシップのいずれであれ、2020 年会社および関連事項に関する法律の規定に従って設立されたものである。
- b. スタートアップが有限責任会社の場合、設立日から 10 年以内の会社でなければならない。
- c. スタートアップの事業目的に、デジタル技術の革新的な製品またはプロセスのイノベーション、開発、生産、改良、商品化が含まれていなければならない。
- d. スタートアップは、デジタル技術を取り込んだ製品またはプロセスの所有者またはリポジトリ、または登録ソフトウェアの所有者または著作者でなければならない。
- e. ラベル取得スタートアップの少なくとも 3 分の 1 の株式が現地保有されているものとし、1 人または複数のナイジェリア人の創設者／共同創設者がそれを保有し、株式売買による利益または収益は分配しなければならない。

### 5.2 税制上・財政上の優遇措置

スタートアップ法に基づいてラベル取得スタートアップが利用できる税制上、財政上の優遇措置には、以下のようなものがある。

#### a. パイオニア・ステータス

パイオニア・ステータス優遇（PSI）制度<sup>24</sup>の対象となっている産業において運営するラベル取得スタートアップは、減税および優遇措置を申請することが認められており、それらの申請の承認は迅速に処理される。

#### b. 所得税免除

法人所得税法（Companies Income Tax Act: CITA）<sup>25</sup>では、企業が小・中規模、大企業のいずれに分類されるかによって 0～30% の所得税の支払を義務付けている。年間取引高が 1 億

<sup>22</sup> 本法に基づくラベルの交付を希望するスタートアップは、所定の申請書に事務局が指定する書類を添えてスタートアップポータルを通じて申請する。

<sup>23</sup> デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会の事務局

<sup>24</sup> PSI 制度の対象となっている産業は、農業、鉱業・採石業、電力・ガス供給、廃棄物管理、建設業、貿易、情報通信、専門的サービス、金融、管理サービスである。

ナイラ以上の企業は大企業に分類され、30%の税率が適用される。年間取引高が 2,500 万ナイラ超 1 億ナイラ未満の中規模企業には 20%の税率が適用され、総取引高が 2,500 万ナイラ以下の小企業は、2019 年財政法 (Finance Act, 2019) により所得税の納税が免除されている。

スタートアップ法により、ラベル取得スタートアップは、産業開発 (所得税軽減) 法 (Industrial Development (Income Tax Relief) Act) <sup>26</sup>に従って減税を受けることができる。従って、取引高の規模にかかわらず、スタートアップは 3 年間、所得税およびその他の所得または収益に課されるその他の税金の支払を免除され、引き続きラベル取得スタートアップに分類されれば、さらに 2 年間この減税が継続される。この減税措置の開始日は、スタートアップ・ラベル証明書が当該スタートアップに発行された日とする。

### c. 輸出優遇措置

ラベル取得スタートアップが、輸出 (優遇措置および雑則) 法 (Export (Incentives and Miscellaneous Provisions) Act) <sup>27</sup>に基づく対象とみなされる製品およびサービスの輸出に携わっている場合、当該スタートアップは、輸出優遇措置および輸出開発基金 (Export Development Fund) <sup>28</sup>、輸出拡大助成金 (Export Expansion Grant) <sup>29</sup>、輸出調整制度基金 (Export Adjustment Scheme Fund) から資金援助を受けることができる。

### d. 助成金および融資の利用

ラベル取得スタートアップは、ナイジェリア中央銀行、産業銀行、または法令により中小規模の企業または起業家を支援する権限を与えられているその他の組織が管理する助成金および融資を利用する権利が保証されている。それに加えて、ラベル取得スタートアップが利用できる財政支援を提供するための信用保証制度が設立されることになっている。

### e. 研究開発控除

そのすべてがナイジェリア国内で行われた研究開発の費用は全額控除され、研究費用の控除に関して CITA によって設けられている制限<sup>30</sup>は、ラベル取得スタートアップには適用されない。CITA は、研究開発費用の控除について、会社のその年の総利益の 10%に相当する金額を超えないものとするとしている。

### f. 産業教育基金の拠出免除

2011 年産業教育基金 (改正) 法 (Industrial Training Fund (Amendment) Act, 2011) により、雇用主は年間給与額の 1%を産業教育基金に支払うことを義務付けられている。この法的義務は、従業員 5 人以上、または従業員 5 人以下で年間取引額が 5,000 万ナイラ以上の雇用主にのみ適用される。スタートアップ法により、ラベル取得スタートアップは、スタートアップ

---

<sup>25</sup> 法人所得税法、2004 年ナイジェリア連邦法律 Cap C21 (改正版)

<sup>26</sup> 2004 年ナイジェリア連邦法律 CAP. I17

<sup>27</sup> 2004 年ナイジェリア連邦法律 Cap. E19.

<sup>28</sup> 輸出開発基金は、適格な輸出業者に対し、ナイジェリア輸出促進評議会によって定められた輸出促進活動に関する初期費用を負担する支援を行う。

<sup>29</sup> 適格な輸出業者に与えられる輸出拡大助成金は、製品の分類に応じて年間輸出額の 5%から 15%となっている。合格した輸出業者には所定の活動に適用される輸出信用証明書を通じて支払われる。

<sup>30</sup> CITA Section 26 (2)

プ・ラベルの持続期間中に従業員に社内教育を実施する場合、産業教育基金への拠出を免除される。

### 5.3 投資家優遇措置

スタートアップ・エコシステムへの投資を促すため、スタートアップ法はラベル取得スタートアップに投資する個人、インパクト投資家、企業、ベンチャー・キャピタリスト、未公開株式投資ファンド、アクセラレーター、インキュベーター（「関係出資者」）に対する一定の優遇措置を定めている。これらの優遇措置には以下のようなものがある。

#### a. 30% の投資税額控除

法人所得税法（CITA）は企業に対し、年間取引高に応じて異なる税率の所得税の支払を義務付けている。スタートアップ法は、連邦政府が財務省およびその他の MDA と共に、上記の出資者が投資に対する税額控除を受けられる優遇措置に関する国家政策を実施するものと定めている。

この政策に沿って、ラベル取得スタートアップに出資する関係出資者は、投資額の 30% に相当する投資税額控除を受けることができる。ただし、この税額控除は、課税対象の投資利益に適用される。

#### b. キャピタルゲイン税

2004 年キャピタルゲイン税法（Capital Gains Tax Act 2004）（改正後）により、通常、キャピタルゲインには 10% の税金が課される。しかしこれは、スタートアップ法に明記された関係出資者には適用されない。スタートアップ法では、関係出資者が処分した資産から生じた利得については、当該資産が少なくとも 24 カ月前からナイジェリアにあることを条件に、課税されない。

#### c. 資本および利益の本国還流

スタートアップ法には、ナイジェリア国外を本拠とする関係出資者に適用される優遇措置も含まれている。本法は、ナイジェリア情報技術開発庁（NITDA）が事務局<sup>31</sup>として、CBN と連携して以下に関する資金の本国還流を保証すると定めている。

- 1) 配当金または利益。外国投資にかかるすべての税引後の金額。
- 2) スタートアップが売却また清算された場合に得た収益または外国投資によって発生した利息。すべての税金およびその他の債務を引いた金額。

さらにスタートアップ法には、それらの資金の本国還流について、投資家が輸入した資本に関する資本導入証（CCI）を提出できることを条件に、CBN の公定外国為替レートで行われると明記されている。投資されている資本は、現金のほか原材料、機械類、設備などの物品のかたちでもよい。これは、CCI を取得した外国投資家は、CBN のレートで外貨両替できると

<sup>31</sup> デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会事務局

いう付加的利益を得て資金を本国回帰させることができると定めた CBN 外国為替マニュアルによるものである。

#### 5.4 スタートアップ法に基づく資金調達を選択肢および投資優遇措置

スタートアップ法に基づいてスタートアップが利用できる資金調達の選択肢、およびラベル取得スタートアップが資金を調達しやすくなると思われる投資家向け優遇措置は以下のとおりで。

番号	資金調達の選択肢	概要
1.	スタートアップ投資シードファンド（「ファンド」）	スタートアップ投資シードファンドは、スタートアップ法に基づき、ラベル取得スタートアップに資金を提供する方法として設立された。ファンドは、イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会（以下、「評議会」）が承認した資金源から年間 100 億ナイラ以上を受け取り、ナイジェリアソブリン投資局がそれを管理する。ラベル取得スタートアップは、ファンドマネージャーの推薦を受け、評議会の承認を条件として、初期段階の資金を調達することができる。
2.	政府資金および信用保証制度（CGS）の利用	スタートアップ法により、ラベル取得スタートアップに利用可能な財政支援を提供することを主たる目的とした CGS が設けられた。事務局は、法律に基づき、ラベル取得スタートアップが、ナイジェリア中央銀行（CBN）または MSME（中小零細企業）を支援する権限を与えられているその他の組織が管理する助成金および融資を確実に利用できるようにすることが要求されている。
3.	クラウドファンディング	クラウドファンディングは、スタートアップが運転資金および最終的には規模を拡大し最大限の可能性を実現するための資金を調達することができる主な方法の一つである。ナイジェリアのクラウドファンディングの枠組みは、クラウドファンディング・プラットフォームを通じて資金を調達できる事業体の資格および要件の概略を示した 2021 年証券取引委員会（SEC）クラウドファンディング・ルール（Crowdfunding Rules）（以下、「ルール」）によって管理されている。ルールでは、ナイジェリアで設立された以下の基準を満たす MSME だけが、クラウドファンディング・プラットフォームで資金を調達できると定めている。  (a) 少なくとも 2 年間営業している。 (b) 営業期間は 2 年未満だが、少なくとも 2 年間営業している強力な技術パートナーまたはコア投資家がいる <sup>32</sup> 。

<sup>32</sup> 2007 年投資証券法（Investment and Securities Act, 2007）に従って定められた 2021 年クラウドファンディング・ルールのルール 6

		スタートアップ法は、ラベル取得スタートアップがクラウドファンディング・プラットフォームを通じて資金を調達することを認めており、スタートアップは、SEC が認可した商品投資プラットフォームをスタートアップポータルで利用できると定めている。さらに、評議会は SEC に対し、ラベル取得スタートアップ向けのクラウドファンディングのプロセスを迅速に処理するルールを検討するよう勧告する権限が与えられている。
5.	スタートアップの取引所への上場	評議会は、ナイジェリア取引所（以下、「NGX」）の該当するボードまたはナイジェリアで運営されている同様の証券・商品取引所へのの上場を目指すラベル取得スタートアップが上場の資格要件を満たすよう手助けする。評議会はまた、取引所への上場を目指すスタートアップを後押し、および支援するものとし、その成長および発展を支援する優遇措置を提供することができる。NGX は最近、国内で生まれた技術志向の企業への投資を促進し、それらの企業の認知度を高め、最終的にはナイジェリアの資本市場を深化させる試みとして、NGX のテクノロジー・ボードへの上場に関するルールを発表した。

### 5.5 アクセラレーターおよびインキュベーターに対する優遇措置

上記のほかに、スタートアップ法は、事務局に登録したアクセラレーターおよびインキュベーター（「登録アクセラレーター・インキュベーター」）について、ナイジェリアのスタートアップの運営および成長に不可欠な物品、サービス、資金の提供に積極的にかかわる者に限定した優遇措置を定めている。また登録アクセラレーター・インキュベーターは、研究、開発、教育、拡大のための助成金および補助金、およびナイジェリア・デジタルイノベーション・起業家精神・スタートアップ政策のもとで与えられる助成金を受けることができる。

最後に、上記で取り上げた優遇措置のほかに、スタートアップ法では、連邦政府は、ラベル取得スタートアップまたはスタートアップ・エコシステムに投資する関係出資者が、投資に対する税額控除を受けられる優遇措置に関する国家政策を策定し実施するものとする定めていることに注目していただきたい。